

真岡東中が第29回関東中学 駅伝競争大会で準優勝



12月5日(土)、茨城県ひたちなか市で行われた「第29回関東中学駅伝競走大会」女子の部に初出場した真岡東中学校が見事準優勝に輝き、11日(金)に、生徒ら8人が市役所を訪れ、石坂市長に大会結果を報告しました。

選手を代表して、主将の鈴木咲良さんは「学校の先生、生徒の皆さん、地域の方々の応援や保護者のサポートがあり好成績を残せました。来年は後輩が優勝を目指して頑張ってくれたいと思います」と、あいさつをしました。

石坂市長は「コロナ禍の中で、思い通りの練習ができなかったと思いますが、この素晴らしい結果は、一人一人が大きな目標に向かって頑張ってきた成果です。これからも運動も勉強も頑張ってください」と生徒たちの健闘をたたえ、新品種の地元産いちご「とちあいか」を手渡しました。

二宮尊徳像が寄贈されました



12月17日(木)、桜町陣屋跡隣接多目的広場で、二宮尊徳石像除幕式が行われました。

この石像は、茨城県桜川市在住の野口昇さんから寄贈されたもので「二宮尊徳の教えを広く伝えたい」という思いから、尊徳が報徳仕法を実践する拠点であった桜町陣屋跡付近への寄贈を決められたとのことです。

石坂市長は「この石像が、尊徳への興味や関心を持つきっかけとなることを大いに期待しています」とあいさつしました。

環境審議会が行われました



12月17日(木)、市役所で、環境審議会が行われました。

この審議会は、恵み豊かな環境を将来に引き継ぐことを目的とし、学識経験者や関係事業者、一般公募の市民らで構成されています。

この日は「第2次真岡市環境基本計画」の見直しを図るため、新たな施策の追加や環境指標における目標値の再設定等について協議しました。

また、今回の見直しでは、国連で採択された、世界共通目標である「SDGs」との関連性についても明示されました。

栃木県トラック協会芳賀支部が 交通安全啓発品を寄贈

1月8日(金)、栃木県トラック協会芳賀支部の佐藤利春支部長らが市役所を訪れ、「シグナル安全安心ホルダー」1000個が寄贈されました。

これは、カラビナに反射材と、LEDライト、防犯用笛が付いているもので、全3色(赤・黄・緑)あります。

市内小学校の登校班長に配布し、安全な登下校ができるよう活用していく予定です。

男女共同参画推進事業者表彰、 カジダン・イクメンエピソード 表彰が行われました



12月22日(火)、市公民館で「真岡市男女共同参画推進事業者表彰およびカジダン・イクメンエピソード表彰式」が行われました。

この事業は、男女が互いに人権を尊重し、個性や能力を發揮できる社会づくりに取り組む市内事業者や、家事や育児等を行う男性のエピソードや思いを募集し表彰するものです。

今回、推進事業者表彰では、川崎運輸(株)と、(有)浅香工務店の2社が表彰され、イクメンエピソード表彰では、筋萎縮性側索硬化症を患った父を介助する夫の様子をつづった、船渡川未来さんのエピソードが最優秀賞に選ばれました。

広報モニター委員を募集

市が発行する広報紙等の内容を審議し、紙面の改善や発展、内容の充実を図るための意見をいただきます。

【審議内容】 広報紙およびホームページ等の市が行う広報事業に関すること

【応募要件】 ①市内在住で、平日の日中の会議に出席できる方(年2回) ②広報事業について定期的に意見・感想等を提出できる方

【募集人数】 5人

【任期】 2年(令和3年4月～令和5年3月)

【報酬】 年額1万円程度

【締切】 2月26日(金)まで(必着)

【申し込み】 任意の様式に必要事項(①氏名、②年齢、③性別、④応募の動機、⑤電話番号)を記入し、左記へ郵送またはFAX、Eメールにて提出してください。

※応募多数の場合は選考となります。応募書類は返却しませんのでご了承ください。

【情報政策課広報聴係】
〒321-4395
真岡市荒町5191番地
Tel 83・8100 FAX 83・5896

2月は「正しい猫の飼い方推進月間」

猫は【4S】で正しく飼いましょよ。

S1 飼養頭数のコントロール
飼えない命を増やさぬよう不妊去勢手術を行う

S2 終生飼養
飼い始めたら、命を終えるまで責任をもって飼う

問 動物愛護指導センター

Tel 028・684・5458
環境課環境係 Tel 83・8125

S3 所有者明示

飼い主の連絡先を記した迷子札などを装着する

S4 室内飼養

できるだけ室内で飼養する



農地を農地以外で使う場合は 農地転用の許可が必要です

農地を農地以外のもの(宅地や資材置場等)にする場合は、農地法による農地転用の許可申請をする必要があります。

【必要な要件】(真岡市の場合)

■市街化調整区域内
農地の面積が4ha以下の場合には農業委員会の許可、4haを超える場合は県知事の許可が必要です。申請にあたり、都市計画法や農振法等、他法令の許可や認可の見込みがあるか、事前に協議する必要があります。

■市街化区域外
事前に農業委員会へ所定の事項を届け出れば、農地転用の許可は必要ありません。

「農地ではない」と思っている土地でも、地目が農地となっている場合がありますので、必ず確認ください。

・土盛りや土砂採取、植林、駐車場、太陽光発電設備の設置等についても、農地転用の許可が必要です。



問 農業委員会事務局農地係

Tel 83・8188